（郵信省認可）　（本號六面）　明治二十二年十月五日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百三十三號
明治廿二年十月五日　土曜日
舊曆巳丑九月十一日　（甲寅）
日出午前五時四十分　入午後五時十八分
月出午後三時二十八分　入午前一時零四分
潮汐午前一時四十六分　午後一時零四分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價郵送料廣告料は左ノ如シ
一枚二錢○一箇年前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合は新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

官吏の國會議員

從來日本の官吏なるものは啻に役義の上に於てのみならず社會到る處ゑ其光明を持參して私席の間ゑ贈黨の禮を逆にし旅行の途に人民をして歩を讓らしむ蓋し是は獨り威張るものゝ罪にあらず因襲の久しき我國の人民が自尊自重の旨義を知らざるに由ると雖も有形無形ともに恰も人間の位を殊にして公然認通る其名譽は誠に偉大なりと云ふべし西洋の文明國にては之を社會の公僕と定め別に智德財產を以て世界の達尊となすと雖も日本ゑりては官吏職みを貴に功名の驅鶩あれ、農事には風雨凶荒の危險常に絶えずして而も之に過ふみと亦屢々なり商業には物價下落、品物賣後れの苦勞止むときなくして爲めに損毛を蒙むるみと亦甚だ少からず工作には原料の拂底、製造品の不捌等常ゑ注意を要して油斷す可らず其他凡百の職業或は自然に、或は人爲に、均しく浮沈轉變を附帶せざるはなしと雖も獨り官吏に於ては時に免黜の沙汰あるべきのみ其俸給は年々一定して減することなく而も甚だ豐なる上に今は昔の封建武士ゑあらざれば文職に奉ずるのみにして特に軍役もなく勤務幾年老ひては慰勞の沙汰さへあり官吏職ゑそ實に利得の泉源あれ、名譽の驅鶩、利得の泉源を占めて其勞働は如何なるやと云ふに之を農工商民に比すれば凡そ四分の一に過ぎずして日曜毎中の休暇は勿論微恙あれば缺勤も亦鄙からず官吏職みそ實ゑ安樂の淨土なり

官吏の名譽も追々に其光明を失はしむべし俸給の利得も大に減ずる所ありて可なりと雖も是は暫く別論として我輩は差向き其閑なるゑ驚かざるを得ず蓋し人生身閑ゑして他事を思はざるはなし官吏が國會議員たらんと欲するも亦此故にあらずや衆議院議員撰擧法に官吏にして國會議員を兼任するも妨なきの定めなるを以て年壯有爲の官吏は近來頻に臺察視察等の事故に托し鄕里に歸りて議員候補者の地歩を定めんと欲し甚だしきは在野の壯年輩と暗に競爭する者さへあるよし試みに之ゑ問ふに事務の繁閑を以てすれば國會の開期は暑中休暇の少しく長き位のものゑして敢て事務を滯するの患なしと云ふ成程同僚員の數も少からざる可ければ左程の不都合あからんなれども凡そ一の職業ゑ身を投ずるときは啻に定めの時間に限りて事を了すべきにあらず物に觸れ事に當る毎にその職業を顧み習くも念頭を去らしめずして人知れず取調をあすともあらん閑に似て閑ならざるは官吏も國會議員も同じ事にして九時出頭三時退出は必ずしも其職ゑ限らざると共に國會の開期も亦開期中のみにあらず尚も其職に在るの間は一年三百六十日ろの責に任じて片時も之を忘る可らず然るに今一身にして右と左に公共の大任を引受けながら猶も不都合を見ずと云はば何れか一方は空虛あらざるを得ず或は是れにても苦しからずと云はゞ其人は官省に於て冗員たるの事實を自白するものなり數の最も明白ある所にして如何に說を作るも此事實は掩ふに由なかる可し既ゑ冗員とあれば國家の經濟に於て許す可らず故ゑ官吏の國會議員たらんとするは正ゑ大に官吏を減ずべきの證左として見る可きものなり今や民力休養の說中野に喧しくして政費節減は其最も有効なるものなり而して政費中官吏の俸給は最も多分を占むるとすれば以上の如き無用の官吏を集めて徒に座席を與ふるとは經濟の本意に非ざるが如し歐洲諸國の例を按するに撰擧法ゑ於ては敢て官吏の國會議員たるを禁ずるの條あるゑ雖も政機關の組立上より自然に議員を兼帶するの餘暇を與へざるが故に事務官ゑして議員とある者とは甚だ稀なりと云ふ尙に理の當然と云ふべし蓋し政略上より立論するときは官吏が議員を兼ては上長官と僚屬との間柄に由り互に意味を傳通して議場ゑ論旨を拄ぐるの惧もあるべく或は他議員が官吏の權威ゑ會釋する樣のともあるべしと雖も是は附屬の弊害に過ぎずして姑く擱き兎に角に官吏に本職以外の餘地を與ふるは本來經濟の旨ゑ背くものなれば若しも之を不問に附するに於ては世人は忽ち臆測を逞うし政府は官の冗員を利用して國會に對するの爪牙と爲すものなりとて其論勢遂に一轉して租稅の重きを訴るに至ることあきを期す可らず聞く所ゑよれば政府にても官制の改革を斷行するよし果して然らば我輩は其一擧に於て大に冗員を減じ本職の外に又議員となるが如き餘地を得ざらしめんとを望むものなり

雜報

○武將軍の勢力減ず　佛國の國會議員撰擧ゑ其和黨を數を占めたる由は既に先日の電報によりて明かなり近頃同國の政況を察する時は其勝利を得たるも敢て故なきゑはあらざるべし巴里九月八日發の報にも武將軍主義の衰へたる模樣を報じて曰く數月前同黨の勢ひ盛なりし模樣と今日の模樣を比較するに著しき相違にて襄には王政黨も武將軍黨の助勢を賴み其候補者たるの名譽を希望して止まざりしかども今は更に左るゑとなきのみならず將軍が特に其黨員及び左袒者に推擧したる王黨員數名は之を否んで前日とは全く反對の擧動を爲すに至れり蓋し斯く昨日は助勢を希望し今日は之れを毋まざるは其人々が國民の輿論如何を深く探究して然る後改めたるや明白ゑして一時は光輝燦爛たりし將軍の人望も今は尠を收めて又前日の如くならず將軍にして眼あらば定めし今頃は高等法院審問事件に就き國を逃亡したるを悔い何時までも逃匿して自ら進んで身を潔くするゑと能はざりしを慨むならん數日前內閣議長チラール氏に送りし書翰は依て以て輿論を喚起し自ら利せんと欲するの手段たるは云はずして明かなれども種々の理由あるが爲め更に其功を奏せず云々

○測候所の再議案又廢棄となる　去る廿六日飛本發の通信に七月廿八日の大地震以後縣民の一般ゑ殷立を希望したる測候所もいよ〳〵今度の臨時縣會議案中ゑ加はり居たれば議事の模樣如何にと一般ゑ注意せし處案外ゑも三次會ゑて否決せられ殊ゑ當日議決の模樣何とぞく黨派爭の臭味を帶びたるの形迹なきにしもあらざれど再議ゑ附する事となりたれば今度は必ず無事に通過するならんとは前便中に述べたる豫想なりしが豫想全く架空に流れて又も該設立案は廢棄の不幸に遭遇したり而して前會は出席議員二十六名中廢棄論者十四名維持論者十二名即ち二名の多數にて折角の原案を通過する能はざりしが今回は三十一名の出席者中贊成者十五名廢棄者十六名即ち僅に一名の差違にて再議案又々廢棄されたれども縣知事は其筋に稟議して原案を執行するならんといふそも廢棄論を主張する要旨は吾人と雖ども測候所の必要を感せざるにあらざるなり又地震の恐るべきを知らざるにあらざるあり然れども彼の驚震器なるものは地震を前知する能はず、前知の要なき驚震器を備ふる測候所の設置豈必ずしも今年に限らんや實に今年は是震災水害並に臻りし凶年あり此の凶年に際し斯る不急の事業を起すは決して策の得たるものにあらず須らく之が議案を廢棄して民力を休養すべしと云ふにありしが縣民の驚顧する議案を廢棄して果して民力休養の精神を誤らざるものにや兎に角に今度議決の形迹を繹ぬれば改進派は目下變災の爲め測候所の必要を說き紫溟派は設置する程の要用なしと論じて其可否早く既ゑ黨派問題となる亦以て當地方人心の向背ゑ就き其一斑を窺ふの資となるらんか依て左ゑ同議案の可否兩論者の數を比較して閲覽ゑ供せん

第一　刪除七名〔紫溟派七名〕　維持十七名〔紫溟派十二名　改進派十五名〕
第二　刪除　紫溟派十四名　贊成　改進派十二名
第三　刪除　紫溟派十六名　贊成　改進派十五名

第一は初回に於ける二次會の折の議決數、第二は同第三次會の模樣にして第三は再議の際に於ける決議の對照なりと知らるべし云云と見えたり

○日本少女の勾引　去月三日紐育青府發の報に曰く襄ゑ桑港に居留せしクラ　カクと呼べる日本の一美女は桑港よりカクを慕ふて當府に來りし僧人と共に逃走せしか又は勾引されたるゑのか其踪跡明ならずカクの父クラ　カイ（文字番かならず暫らく通信の儘を記す）は曾て桑港にて射的店を開き其後ロスアンセルに轉居せしが桑港に在留せし時キルと呼べる日本人がカクに戀慕しカクも亦同人を愛し其交情親密なりしも父はキルを好まずして之れを遠けんとしロス　アンセルに移りたれどもキルは尙ほカクを慕ふて少女の許ゑ來りしかば父は大ゑ憤り同地を出立して數日前娘カク及び姪キクを伴ひ當府に來着しペルストリートの或る家に住居せしに去る二日の夜カクは密に家出しければ父は憤懣に堪へずカクを勾引せし者の所在を告ぐるものゑ二十五弗を與ふべしと述べたりしが其後キクの話に據れば當夜カクは頭痛を覺えしゆゑキクは同女の頸を抱み居たりしに十一時開えしかばキクは外に立ちし人は同人なりしと云ふ三名の日本人ゑ明日來らんゑ戶外より少女を立ち去らざれば飛滿面笑を含ム衣服はすや否や日本人が當夜カリフオルニアする處ゑ來りし旨苦めるゑとを語りと稱し他の日本人を療治し其後二名下ゑて何か談話をしたる後目醒ればへり云々又同月七日父と自稱したるクラカクの物語に據りてカクの兩親事實に相違せるクの父に向ひて少成るの後安全に日立してホノルゝに留したる上ロスりカクは自分が三事實に相違せるゑ誘はれたれども少女は又クラが少女が始め其て當時クラは少女顧みざるべしと云れども直ゑ捕へらクラの計畫を日本立してロス　アンセてたりと云ふ同少か）氏の監督するムサおりと云へり

○東區長の辭職及び區長ゑ當撰せし濱並べて書を其筋ゑし由は既ゑ本紙上去月三十日辭表を情も立消とおり者の撰擧會を開く々に向ひ衆黨の議員福井精三氏は氏辭職の當日參事居る人とてなけれ然るべき人を撰定

○僧行社委員會　入日午後より委員件を協議するよし

○東京法學院　某經て東京醫學校專三學部を設け更に

○中止延白　野出